

公費解体(自費解体)

説明資料

令和6年7月
長岡市
(環境施設課)

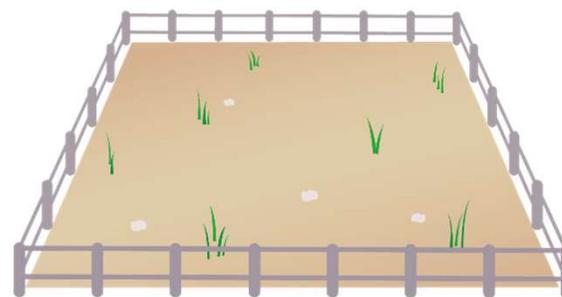
公費解体とは

令和6年能登半島地震による災害により損壊した市内の被災家屋等について、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去並びに二次災害の防止を図るため、当該物件所有者の申請に基づき、**市が所有者に代わって、当該物件を災害廃棄物として解体及び撤去**します。



自費解体とは

令和6年能登半島地震による災害により損壊した市内の被災家屋等について、すでに解体・撤去を実施済みの方、または、これから解体工事を発注する方を対象に、解体及び撤去に要した費用を償還します。



公費解体と自費解体

公費解体と自費解体の違いについて

	メリット	デメリット
公費解体	一時的にも費用負担が発生しない	<ul style="list-style-type: none">解体作業までに時間を要する
自費解体	早く解体作業を実施できる	<ul style="list-style-type: none">一時的な費用負担が発生する全額償還されない可能性がある

対象となる解体・撤去物①

【被災した家屋】

○ 罹災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」
又は「半壊」と判定され
た家屋とその基礎

※ 基礎部分の解体について、戸建て住宅は3階建て以下、戸建て住宅以外は
2階建て、かつ高さ10m以下の建物が対象となります

○ 家屋に付属する浄化槽・便槽など

※ 住宅と一体的に解体する場合のみ対象

※ 敷地等の状況により解体・撤去できない場合もあります

対象となる解体・撤去物②

【被災した事業所】

○ 市が認定調査を行い「半壊」以上、かつ生活環境保全上、解体・撤去が必要と認める中小企業または、公益法人等の事務所等とその基礎

- ・アパート ・貸家 ・事務所 ・工場 ・倉庫 ・店舗
- ・地域で所有する施設 など

※ 基礎部分の解体について、戸建て住宅以外は2階建て、かつ高さ10m以下の建物が対象となります

○ 事務所等に付属する浄化槽・便槽

※ 事務所等と一体的に解体する場合のみ対象

※ 敷地等の状況により解体・撤去できない場合もあります

対象となる解体・撤去物③

【その他】

- 市が認定調査を行い「半壊」以上、かつ生活環境保全上、解体・撤去が必要と認めるもの
- カーポートとその基礎部分
 - ※ 住宅と一体的に解体する場合のみ対象
 - ※ 敷設物を一緒に解体することも可能だが、範囲は最小限とする

対象となる中小企業、公益法人等の範囲

○ 対象の範囲は、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（同条に規定する中小企業並みの公益法人等を含む。）で、下表のいずれかに該当する企業者です。

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

○ 公益法人等とは、下記のような法人等を指します

- ・ 学校法人
- ・ 宗教法人
- ・ 医療法人
- ・ 一般社団法人 など

対象とならない解体・撤去物①

被災家屋等の建物全体を解体するものが対象です。

- リフォームにともなう解体や屋根・外壁など建物の一部を解体する場合は対象外です。
- 4階建て以上の戸建て住宅の基礎
- 戸建て住宅以外のアパート・事務所・店舗等の基礎（3階建て以上または高さ10m以上）

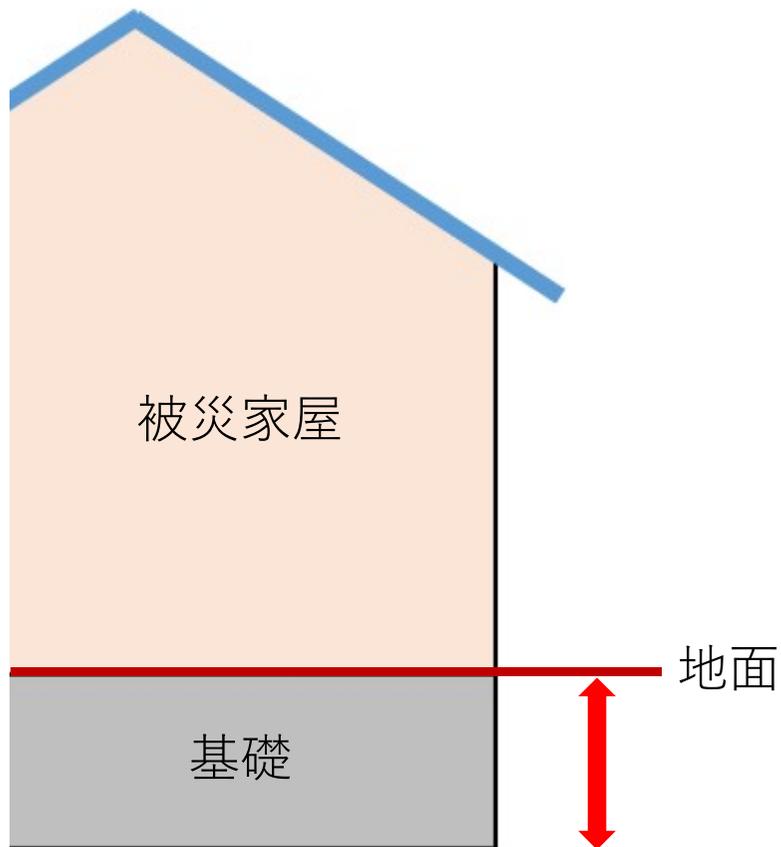
対象とならない解体・撤去物②

- 単独で解体する合併浄化槽・単独浄化槽・便槽、カーポート
- 地下室・地下貯蔵庫などの地下埋設物
- アスファルト舗装・砂利などの敷設物
- ブロック塀・よう壁（土留め壁）・庭木・庭石 など

※ 解体後に客土（外から土を持ち込む）による整地は行いません

被災家屋等の解体の対象範囲①

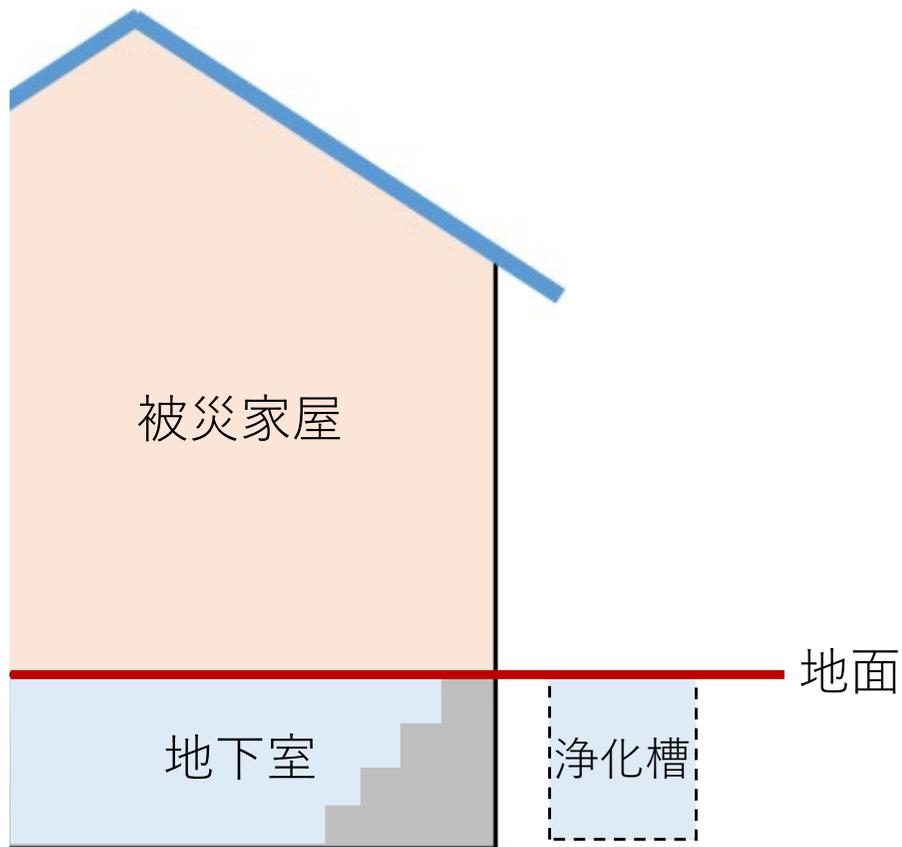
○ 以下の被災家屋等の基礎は、解体・撤去の対象となります。



- ・ 戸建て住宅は、3階建て以下の建物
- ・ 戸建て住宅以外の建築物は、2階建て、かつ高さ10m以下の建築物

被災家屋等の解体の対象範囲②

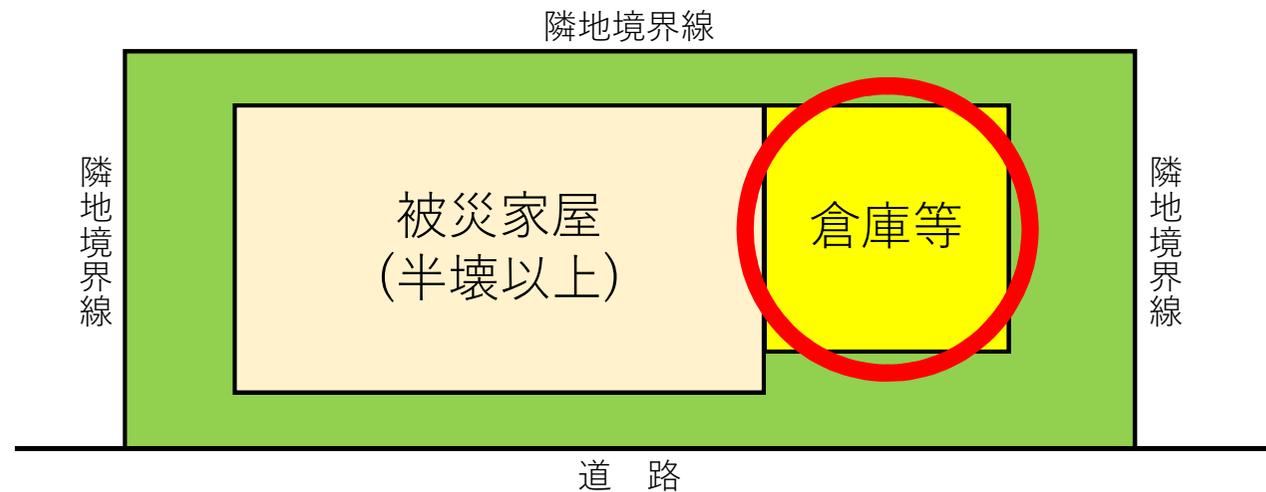
○ 地下埋設物の解体対象について



- ・ 浄化槽・便槽は、被災家屋と一体的に解体する場合は対象
- ・ 地下室は対象外

被災家屋以外の対象建築物 参考図①

【被災家屋に倉庫等が隣接している場合】

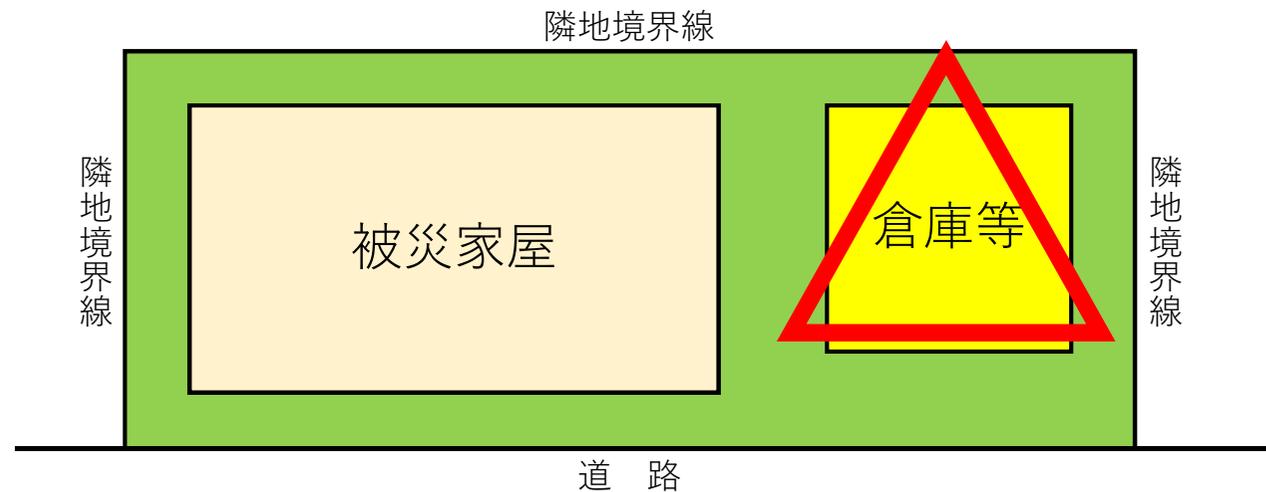


○ 被災家屋と隣接（屋根が接続等）しているものは、
被災家屋と一体的に解体します。

※ 登記上又は構造上別棟と判断できる場合には、被害が大きい棟のみの解体撤去（接続部分の切り離しは所有者が実施）も補助対象となる場合があります

被災家屋以外の対象建築物 参考図②

【被災家屋と倉庫等が離れている場合】

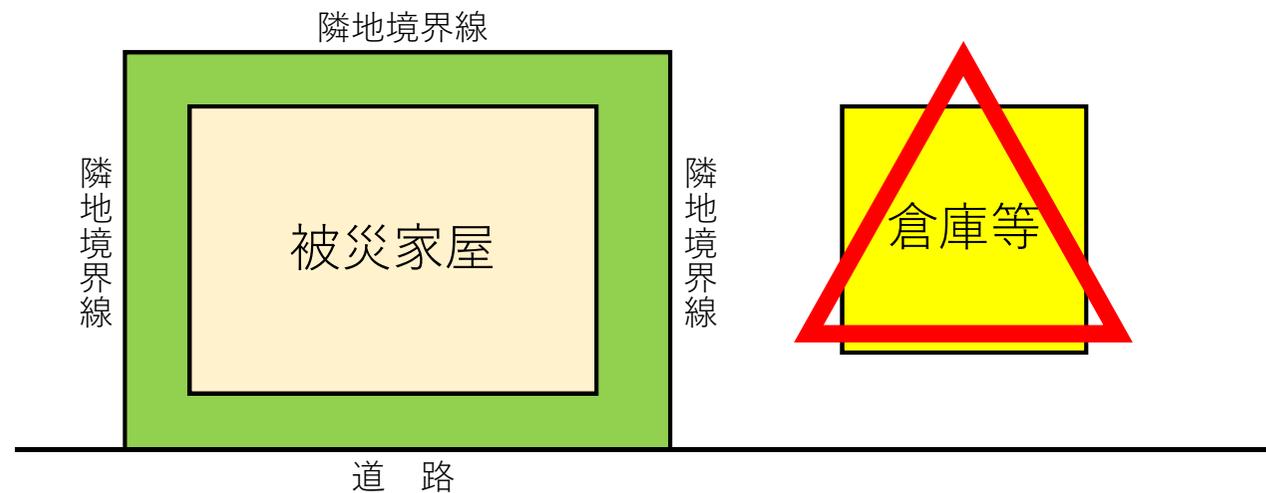


- 被災家屋と離れた位置にある付属屋は、半壊以上と判定されれば解体の対象となります。

※ 被災家屋を解体せず、倉庫等を単体で解体する場合は、半壊以上、かつ生活環境保全上、解体・撤去が必要と認められる場合に限りです

被災家屋以外の対象建築物 参考図③

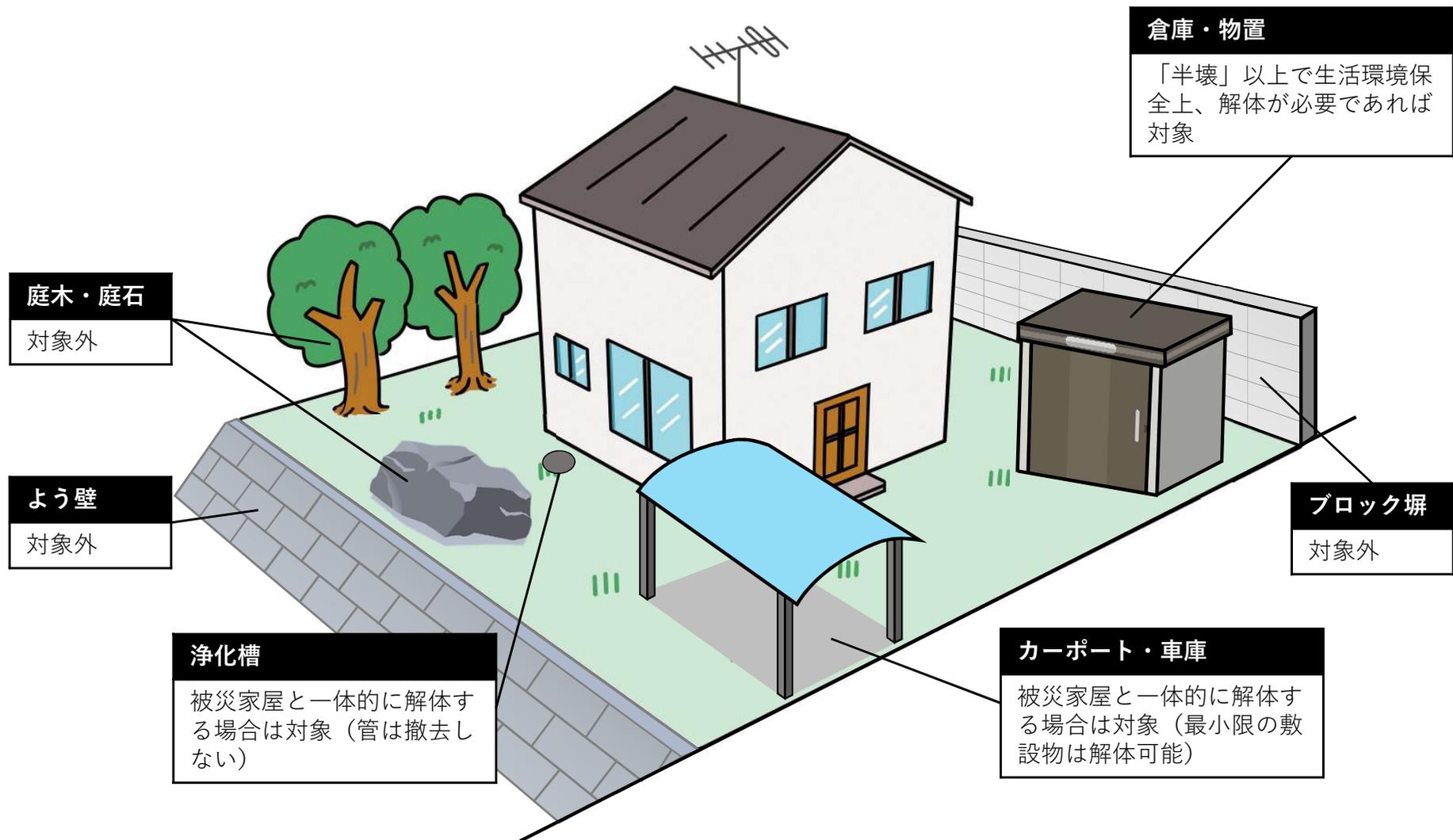
【被災家屋の敷地外に倉庫等の場合】



- 半壊以上、かつ生活環境保全上、解体・撤去が必要と認められる場合にのみ解体の対象となります。

※ 申請前に事前立会を行い、解体の対象となるか調査しますので、環境施設課までご相談ください

対象範囲のイメージ図



公費解体の対象となる方

発災日（令和6年1月1日）時点において、令和6年能登半島地震による被害が半壊以上の認定を受けた被災家屋等を所有している方

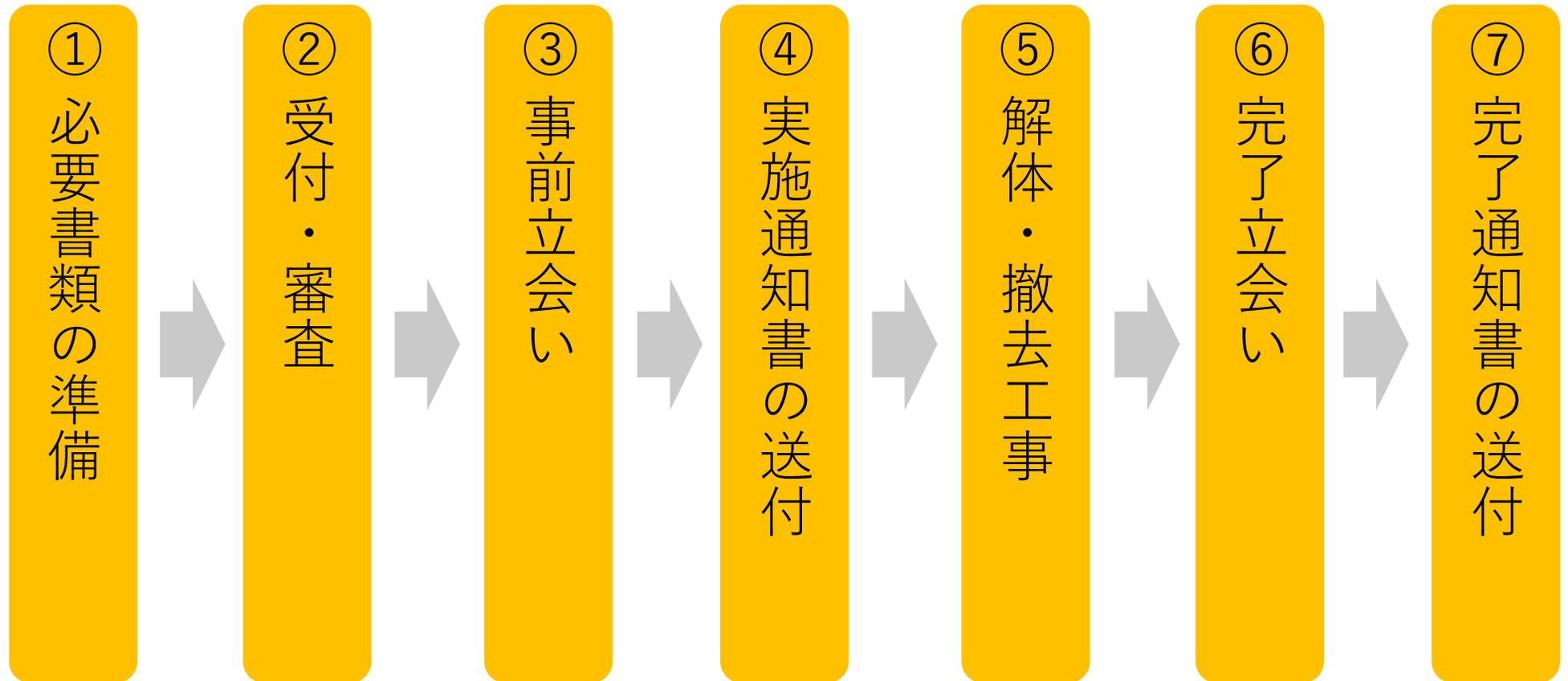
- 発災日以降に相続等により所有権が移転した場合は、所有権移転後の所有者も申請可能です。

自費解体の対象となる方

令和6年能登半島地震による被災家屋等の解体及び撤去工事を令和6年8月31日までに完了した方

- 発災日以降に相続等により所有権が移転した場合は、所有権移転後の所有者も申請可能です。

公費解体の流れ（受付～解体・撤去）



公費解体の流れ①

① 必要書類の準備

- 公費解体の申請に係る必要書類をご準備ください。
- 必要書類については、別添「必要書類一覧」をご確認ください。



公費解体の流れ②

② 受付・審査

○ 令和6年7月1日から受付を開始します。

※ 必要書類の準備が整いましたら、環境施設課にご提出ください

○ 受付期間：令和6年7月1日（月）～9月30日（月）

○ 受付時間：9時～16時

○ 受付場所：環境衛生センター2階（寿3丁目1番6号）

○ 受付方法：持参又は郵送

公費解体の流れ③

③ 事前立会い

- 現場立会いで解体する建物の確認や解体方法、作業の流れ等を決定します。
 - 立会いが終了後、郵送にて解体・撤去の実施（または不実施）通知書を送付します。
- ※ やむを得ず、解体・撤去を取りやめたい場合は「取下げ書」の提出が必要となりますので、お手数ですが環境施設課まで取下げ書をご持参ください

公費解体の流れ④

④ 決定通知書の送付

- 事前立会いの調査結果により解体・撤去の可否を判断し、次のいずれかの決定通知書を郵送します。

【事業実施通知決定書】

【事業不実施通知書】 …実施しない理由を記載します

公費解体の流れ⑤

⑤ 解体・撤去工事

○ 解体業者から着工開始日の連絡

※ 「事業実施通知書」とは別に連絡します

※ 解体・撤去時期の指定はできません

○ 着工開始日に立会いの必要はありません。

○ 解体・撤去工事を実施する前には、近隣の方へ周知を行ってください。

○ 着工開始日までに「家庭ごみ」はご自身で処分してください。

公費解体の流れ⑥⑦

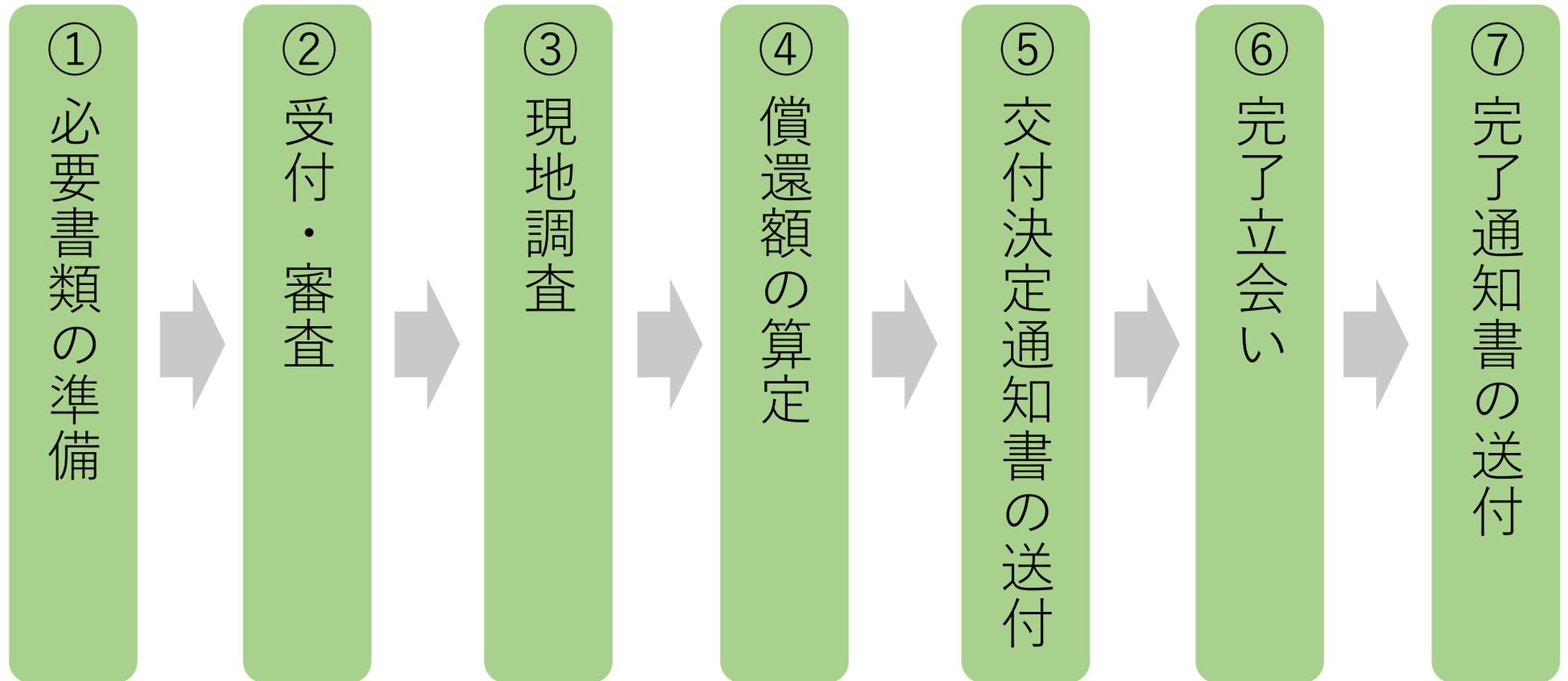
⑥ 完了立会い

- 解体・撤去工事の完了後、現場で立ち会って完了を確認いただきます。

⑦ 完了通知の送付

- 被災家屋等の解体・撤去の「完了通知書」を郵送しますので、記載内容（被災家屋等の所在、施工業者、完了日等）をご確認ください。

自費解体の流れ（受付～償還）



自費解体の流れ①

① 必要書類の準備

○ 自ら解体業者に発注し、解体・撤去を完了してから書類を準備してください。

※ 令和6年8月31日までに解体・撤去が完了したものに限り

○ 必要書類については、別添「必要書類一覧」をご確認ください。

自費解体の流れ②

② 受付・審査

○ 令和6年7月1日から受付を開始します。

※ 必要書類の準備が整いましたら、環境施設課にご提出ください

○ 受付期間：令和6年7月1日（月）～9月30日（月）

○ 受付時間：9時～16時

○ 受付場所：環境衛生センター2階（寿3丁目1番6号）

○ 受付方法：持参又は郵送

自費解体の流れ③

③ 現地調査

○ 解体・撤去が行われたことを確認するため、現地調査を実施します。

※ 訪問日は事前に連絡しません

※ 調査員が敷地内に立ち入る可能性がありますので、あらかじめご了承ください



自費解体の流れ④⑤

④ 償還額の算定

○ 現地調査で解体・撤去が確認できれば、償還額を算定します。

※ 市の基準により算定した額が、解体業者等へ支払った金額を下回った場合、その差額については申請者のご負担となります

⑤ 交付決定通知書の送付

○ 交付（または不交付）決定通知書を送付します。

自費解体の流れ⑥⑦

⑥ 請求書の提出

- 交付決定通知書と合わせて、償還金交付請求書を送付しますので、交付決定通知書の発行日から30日以内に請求書を環境施設課にご提出してください。（郵送可）

※ 振込先口座の名義人は、申請者（解体工事の契約者）に限る

⑦ 償還金支払い

- ご指定の口座に交付額を入金します。

解体・撤去にあたってのお願い

解体にあたり、近隣の方々に対して十分周知・説明を行い、**特に以下に該当する場合は、関係者の同意を得ておいてください。**

- 隣接地を掘削する必要がある場合
- 解体作業時に、隣接地へ侵入する必要がある場合 など

お問い合わせ先

ご不明な点がありましたら、環境施設課までご連絡ください。

環境衛生センター（寿3丁目6番1号）

TEL：0258-24-2838

FAX：0258-24-6553

※ 環境施設課は、環境衛生センター（管理庁舎）の2階になります